

もっと知りたい!

CSのこと

Q

学校運営協議会と学校支援本部との関係は、どのようなものですか？

Q

なぜ、コミュニティ・スクールにする必要があるのですか？

A

コミュニティ・スクールでは、当該校の児童・生徒をどのように育てていくのか、地域との連携・相互理解のもと、当該校の経営方針が明確になります。更に、子どもたちを取り巻く地域の課題解決に向けて、地域と学校が協働して取り組む機運も醸成されます。こうした取組を持続的・安定的なものにしていくためには、協議会制度が欠かせないものとなります。

A

協議会では、非常勤である委員が学校経営の当事者として学校運営に参画します。

一方、学校支援本部は、地域の有志により、多様な人々の協力を得ながら学校の教育活動などの具体的な支援活動を行います。

従って、コミュニティ・スクールでは、校長が提案し、協議会が承認した学校経営方針に基づき、必要とされる支援が協議され、教員（学校）と学校支援本部が協力・連携しながら、様々な活動が実践されるという関係になります。

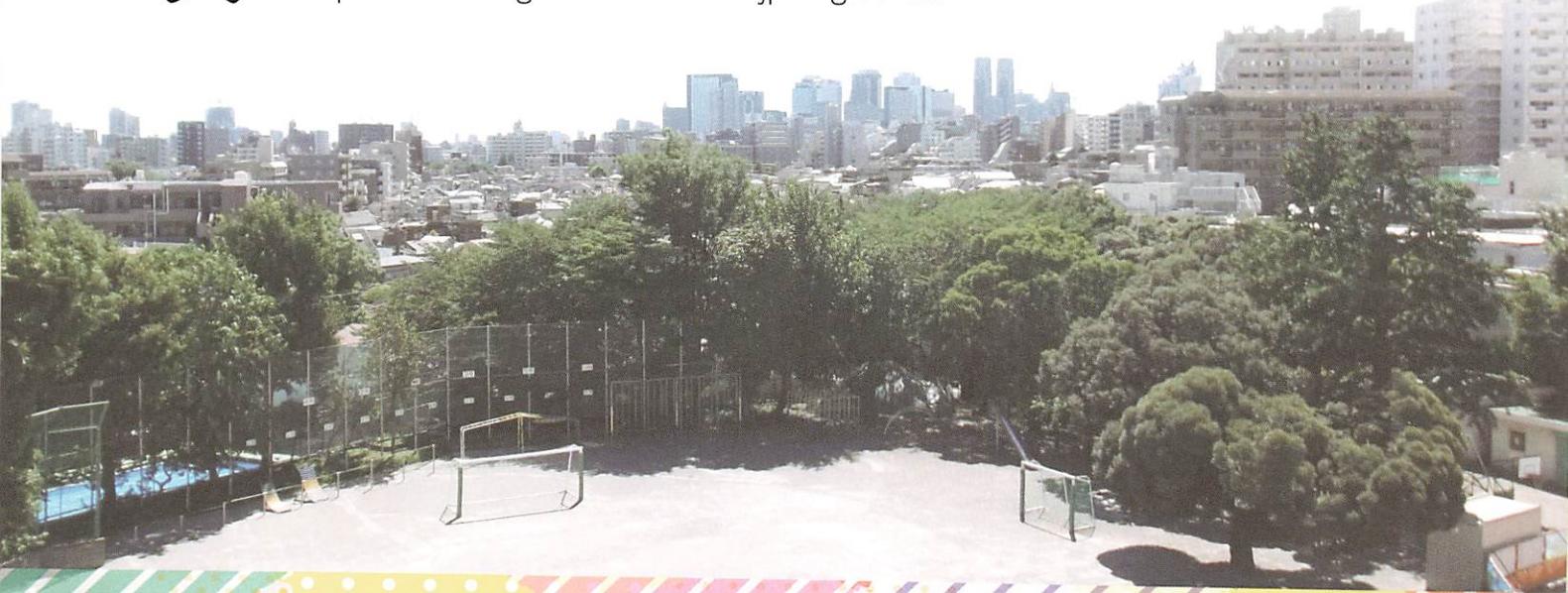
『地域と共にある学校』

～いいまちは いい学校をつくる。学校づくりは まちづくり～



杉並区立杉並第三小学校 学校運営協議会

〒166-0003 杉並区高円寺南1丁目15-13 TEL:03-3314-1564 FAX:03-3314-1449
<https://www.suginami-school.ed.jp/sugi3shou/>



杉並区立杉並第三小学校

杉並第三小学校は、平成31年1月、
コミュニティ・スクール（地域運営学校）となりました。



平成31年
4月

創刊号

学校運営協議会だより

杉並区教育委員会は、杉並区教育ビジョン2012「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の実現を目指し、地域と共にある学校づくりを進めています。

コミュニティ・スクールは、こうした学校づくりの基盤となる制度で、保護者や地域住民等が「学校運営協議会」を通じて、教育委員会、校長と責任を分かれながら、教育の担い手の当事者として学校運営に参画します。この仕組みにより、学校運営や教育活動に家庭・地域の意向が一層的確に反映され、子どもたちにとって豊かな成長の機会あふれる学校づくりが進みます。

杉並区では、2021年度までに全校をコミュニティ・スクールとすることを目標としています。

校長挨拶

織茂 直樹



平成31年1月に、杉三小は区立小中学校で53校目の「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」となりました。本校はこれまで、PTAをはじめ学校支援本部や学校評議員会など、保護者・地域の皆様から手厚い支援をいただきながら、子供たちにとって豊かな成長の機会あふれる学校づくりに努めてきました。おかげさまで、今では小規模校ならではの温かな人間関係で結ばれた、優しく素直で明るく元気な子供たちの姿が、学校の日常風景となっています。これからは、法律によりその役割が明確に規定された「学校運営協議会」を通じて、学校と保護者・地域がより強固な協働体制を築きながら、教育活動のさらなる充実を図っていくことになります。杉三小が地域全体の財産、心の拠り所となれますよう、お力添えをお願いいたします。

委員紹介

さかい 境 やぎ 八木 ひぐち 樋口志津子	ていいち 直樹 ひろこ 裕子	（学校運営協議会会长、学校支援本部副本部長、高円寺南一丁目西町会長） （学校運営協議会会長職務代理者、元公立小学校長、杉三小旧職員）
こじま 小島 ほんめ 本目 こばやし 小林三津子	しげこ 啓子 はるお 春夫	（高円寺南一丁目東町会長、東高円寺駅前通り商店会長） （高円寺南五丁目町会長、杉三小同窓会副会長） （高円寺南一丁目東町会役員）
みやうち 宮内 おくぬし 奥主	やすこ 康子 あこ 亜子	（青少年委員） （元PTA会長） （元PTA会長）



運営協議会会長挨拶

境 稔一



この度、学校運営協議会初代会長に選任されました、地元高円寺南一丁目西町会長の境 稔一です。学校支援本部副本部長を兼ねております。私も杉三小の卒業生です。

在学当時は、環状七号線の西側に、広い運動場と木造2階建ての校舎がありました。

今までの学校とのかかわりは、主に学校支援本部です。屋上の環境整備、土曜授業、体力テスト、震災救援所などのお手伝い、杉っ子まつりなどのイベント参加など、体を使った支援でしたが、これからは頭を使って学校運営への助言などができるか、責任を感じております。学校の教育目標・基本方針を理解し、課題に取り組んで参りたいと思います。委員の皆さんとの協力を得ながら、保護者や地域の皆さんとも意見交換させていただきますので、何卒よろしくお願ひいたします。

学校運営協議会

地域住民や保護者等が一定の権限をもって学校運営に参画し意思決定を行うことにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む合議制の機関です。

委員は、教育委員会が任命する非常勤職員となります。

コミュニティ・スクール



校長が推薦 現任校長の良き理解者であり、円滑な学校運営協議会の推進にあたり特に協力が必要と考える委員

目標の共有

課題の協議

基本方針の確認

年8~10回
程度開催

公募

教育に関心のある、
地域に在住、在勤、
在学の委員

コミュニティ・スクール（地域運営学校）とは

- コミュニティ・スクールは、これまでの学校評議員制度等の地域に開かれた学校づくりの取組をさらに一步進めるものとして、平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入された制度です。
- コミュニティ・スクールには、校長及び地域住民や保護者などから構成される「学校運営協議会」が設けられ、地域・保護者・学校が一体となって、より良い学校教育と特色ある学校づくりを推進し、地域に信頼される学校づくりを行うことが求められています。
- 学校運営協議会には、法律上、以下の役割が規定されています。

- ・学校の運営に関し、教育委員会又は校長に意見を述べる
⇒ 基本的な方針に関する協議にとどまらず、学校運営全般にわたり意見を述べることができます。
- ・校長が作成する学校運営に関する基本的な方針の承認を行う
⇒ 校長の学校経営ビジョンづくりに向けて、教育課程の編成、予算執行、組織編成、施設、設備等の整備及び管理について協議します。
- ・学校の教職員の任用に関し、任命権者に意見を述べる
⇒ めざす教育方針を実現させるために「こんな先生に来てほしい」と、教育委員会に意見を述べることができます。
- ・学校運営への必要な支援について協議する
⇒ 委員は、承認された学校運営の基本方針を実践するため、学校支援本部と連携・協力し、必要な情報共有等を行います。

上記4つの役割を果たすために、懇談会などを通じて保護者等の意見や要望を把握したり、学校運営状況の点検・評価を行います。また、広報紙などにより、保護者や地域住民へ活動状況等について情報提供を行います。

杉並区教育委員会

委員の任命

コミュニティ・スクールの設置

人事に関する意見

東京都教育委員会

教職員人事の決定

コミュニティ・スクール

委員（構成：12名以内）

- ・校長1名
- ・公募委員4名以内
- ・校長推薦4名以内
- ・学識経験者3名以内

委員の身分

- ・教育委員会が任命する非常勤職員
- ・任期は2年（再任可）

校長

学校運営の基本方針

承認

協議

意見

学校運営・教育活動



保護者、地域の皆さん

懇談